

街づくり支援制度 Q&A

街づくり支援制度でできる
のは、道路を広げるだけ？

道路の拡幅に伴って、ポケットパークや排水路の整備も行うことができ、あわせて隣地との境界も確定するため、これまでに制度を活用された地域の皆様には、大変喜んでいただきました。

道路を広げるための用地は
市に無償で提供するの？

通常、建築基準法上のセットバック[※]による道路拡幅用地は、市への寄付や無償使用承諾をお願いしていますが、本制度では一定の基準により、市が買い取ります。

※二項道路（建築基準法第42条第2項で定める幅員1.8m以上4m未満の道路）に面した敷地で住宅等を建築する際は、原則、道路の中心線から水平距離で2mの位置まで敷地を後退させなくてはなりません。この後退させることをセットバックといいます。

活用事例（廻間町）



施工前

見通しが良い安全な道路に生まれ変わり、地域の憩いの場所「ポケットパーク」もできました！



施工後

自宅の前の道路だけ
広げてもらうことはできるの？

本制度では、道路の一部分のみの整備は対象外となりますので、路線単位での整備を皆様で検討してください。

今は不便を感じていないけど、
道路が狭いと何か問題があるの？

火事や急病の時など、緊急車両が必要な時に道路が狭いと現場に近づけず、消火活動や救助に時間がかかる場合があります。

道路を広げると税金が高くなる
と聞いたけど？

道路が広がると、税の算定基礎となる路線価が上昇し、税額が高くなる場合があります。

整備を完了するまで、
どれくらい時間がかかるの？

これまでに本制度を活用して整備を行った地区における、関係者全員の方の同意から事業完了までにかかった期間は、おおむね1年半～2年半でした。

狭い道路、
困っていませんか。

街づくり 支援制度



緊急車両が通れない 狹い道路

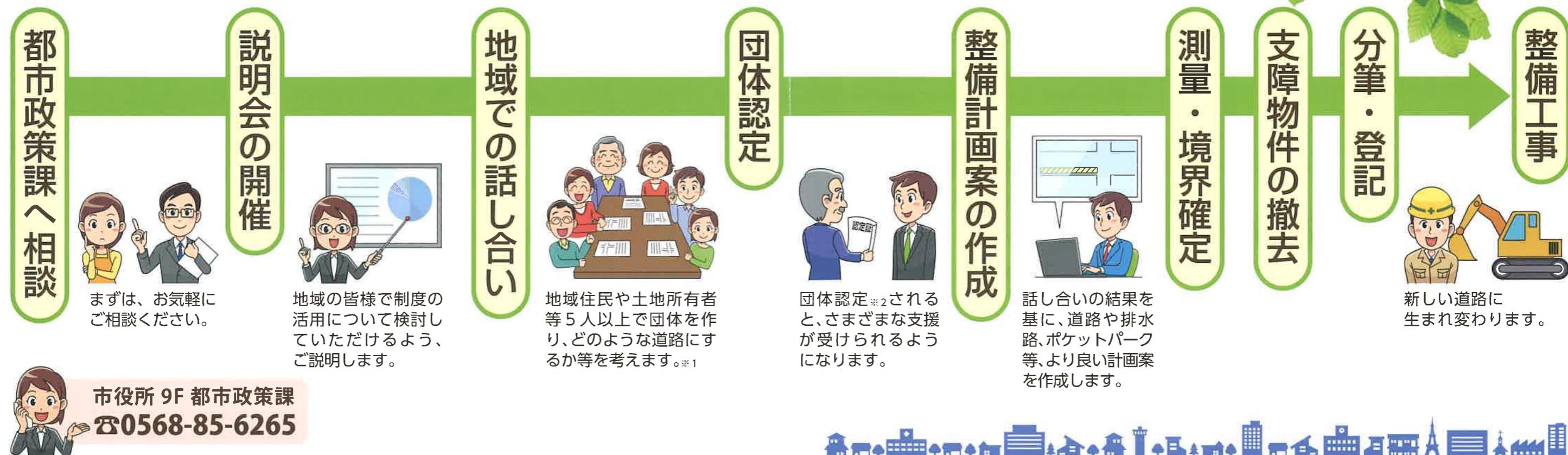


安心で便利な 広い道路

問い合わせ 春日井市 まちづくり推進部 都市政策課
☎ 0568-85-6265 (直通)

「狭い道、地域の力で快適に。」

街づくり支援制度 活用の主な流れ



市役所 9F 都市政策課
☎0568-85-6265

ココがポイント!!



ポイント
1

宅地の測量費用が0(ゼロ)♪

高額になるケースが多く、負担が大きい測量費用を市が負担します。

ポイント
2

隣地との境界が明確になる♪

登記簿等と現状が異なる土地や、隣地との境界が不明な土地が明確になります。

ポイント
3

支障物件の撤去費用を市が補償♪

道路拡幅のための生け垣等の撤去(移設)費用を一定の基準^{※3}により市が補償します。

ポイント
4

拡幅のための用地は、市が買い取り♪

道路拡幅のための用地は、一定の基準^{※4}により、市が買い取ります。

制度活用の主な条件

- 市が管理している幅4m未満の道路であること
- 市街化区域内の場合、土地区画整理事業が未実施又は未計画の地区であること
- 市街化調整区域内の場合、生活道路等の施設が未整備の集落地区であること

※ 上記以外にも活用の条件がございます。詳しくは都市政策課へおたずねください。

- ※1 同時に、道路拡幅用地の所有者等の了解を得てください。
- ※2 団体認定の申請には、町内会長・区長の承認が必要となります。
- ※3 支障物件の撤去(移設)費用は、「中部地区用地対策連絡協議会」の基準に基づき、建物・工作物それぞれ100万円を限度に補償します。
- ※4 用地は固定資産税路線価を基準に次の割合で買い取ります。

